

寒川町訓令第3号

序 中 一 般

出先機関一般

令和7年度寒川町組織の見直しに伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

令和7年度寒川町組織の見直しに伴う関係規程の整備に関する訓令

(寒川町庁議規程の一部改正)

第1条 寒川町庁議規程（平成13年寒川町訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「教育長」の次に「、町長室長」を加える。

第6条第2項中「教育長」の次に「、町長室長」を加え、「学び育成部長」を「子ども育成部長」に改める。

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第2条 寒川町事務決裁規程（昭和53年寒川町訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の企画部の表の前に次の表を加える。

町長室

主管 課の 区分	決裁区分 決裁事項	町長	副町長	部長	課長	摘要
秘 書 担当	儀式及び 表彰	重 要 な 儀 式 及 び 表 彰の決定		定 例 的 な 儀 式 ・ 表 彰 の 計 画 及び実施	表 彰 内 申 書 の 取 り ま と め	
	町長用自 動車				自 動 車 の 運 用	

倉見 拠点 づくり 担当	ツインシ ティ倉見 地区整備	ツインシ ティ倉見 地区の整 備計画及 び決定			1 ツイン シティ倉 見地区の 整備事業 の調査 2 関係機 関との連 絡調整	
特 命 担当	町長から の指示事 項	町長から の指示事 項に係る もの		町長から の指示事 項に係る もののう ち輕易な もの	町長から の指示事 項に係る もので輕 易なもの のうち定 例的なも の	
	プロジェ クトチー ムの編成	プロジェ クトチー ムの編成 の決定				
	町長公約 の推進	町長公約 の推進に 係るもの		町長公約 の推進に 係るもの	町長公約 の推進に 係るもの	

				のうち軽 易なもの	で軽易な もののう ち定例的 なもの	
--	--	--	--	--------------	-----------------------------	--

別表第2の企画部の表中

「

デ ジ タル 推 進 課	情報施策			情 報 施 策 の 企 画 、 調 整		
	コンピュ ータ				1 コンピ ュータ の 調 査 研究 2 コンピ ュータ に よ る 事 務 処 理	

」を

「

資 産 経 営 課	公有財産 の管理	1 公有財 産 の 取 得 、 交	普 通 財 産 の貸付	公 有 財 産 の総括	1 町有財 産 の 損 害 保 険	
-----------------	-------------	-------------------------	----------------	----------------	-------------------------	--

		換 及 び 処分 2 財 産 区 分 の 決 定 及 び 変更			加 入 、 更 新 、 取消 2 財 産 の 取 得 処 分 の 権 利 保 存 3 移 転 、 変 更 、 削 減 等 の 登 記 4 財 産 台 帳 の 整 備 5 町 有 地 と の 境 界 確 定	
	公有財産 の維持補 修				1 公 有 財 産 の 維 持 補 修 (他 課 か ら 依 頼 を 受 け て 行	

					う も の を 含 む。)	
					2 建設機 械 等 の 維 持 管 理 3 資材の 管 理 及 び支給	
	行政財産 目的外使 用の許可 及び許可 の取消し	特 に 重 要 な 物 の	重 要 な も の	軽 易 な も の	軽 易 な も の の う ち 定 例 的 な もの	
	物品の売 却並びに 財産の売 却及び廃 棄	100 万 円 以 上	100 万 円 未 満	50 万 円 未 満	10 万 円 未 満	(1) 金 額 は、物 品 に つ い て は 帳 簿 価 格 と し、財 産 に つ

						い て は 見 積 価 格 と す る。 (2) 不 動 産 に つ い て は 町 長 と す る 。 た だ し 、 解 体 す る 建 物 を 除 く。
	寄附採納 (物品に よ る も の)	1 土 地、 建 物 及 び 負 担 付 き の もの 2 受入価 格 が 100 万 円 以 上 の 物 品	受 入 価 格 が 100 万 円 未 満 の 物 品	受 入 価 格 が 50 万 円 未 満 の 物 品	受 入 価 格 が 10 万 円 未 満 の 物 品	

	行政区域	行政区域 の確定		行政区域 の総合的 調査	行政区域 の基礎調 査	
--	------	-------------	--	--------------------	-------------------	--

」に

改める。

別表第2の総務部の表中総務課の項を次のように改める。

総 務 課	庁舎の維 持管理		庁 舎 整 備 計 画 の 策 定	重 要 な 庁 舎 管 理 の 指 示	1 会議室 等 の 使 用承認 2 庁 舎 （ 一 之 宮 分 庁 舎 を 除 く 。 ） 内 外 の 設 備 の 管 理 3 庁用備 品 （ 一 之 宮 分 庁 舎 に 係 る も の を 除 く 。 ）	
----------	-------------	--	-------------------------	---------------------------	--	--

					の管理 4 防火計画の立案及び実施 5 その他庁舎（一之宮分庁舎を除く。）の維持管理	
	庁用自動車				1 庁用自動車の総括管理 2 自動車の登録、検査及び配車 3 燃料の供給	

議会	1 議会の招集 2 提出議案の決定 3 議決報告の受理		議案の編成	議案の作成及び配布
法制				1 条例、規則等の公布 2 例規集の編集及び管理 3 他団体の公告の掲示
文書				1 文書の收受、配布及び発送 2 文書取

				扱 の 指 導
情報公開				情 報 公 開 制 度 の 運 用
個人情報 保護				個 人 情 報 保 護 制 度 の運用
統計調査		統 計 調 査 員の任命	1 統 計 思 想 の 啓 も う 普 及計画 2 統 計 調 査 区 の 決定 3 基 幹 統 計 調 査 及 び 各 種 統 計 調 査 の 計画	1 統 計 調 査 の 実 施 2 統 計 資 料 の 収 集 3 統 計 調 査 員 の 内申
文書館、			刊 行 物 の	1 文 書 館

	町史編さん			発行	資料の 収集、 保存及 び利用 2 文書館 運営審 議会と の連絡 調整 3 町史編 集委員 会との 連絡調 整	
--	-------	--	--	----	---	--

別表第2の総務部の表中

「

財産 管理 課	公有財産 の管理	1 公有財 産の取 得、交 換及び 処分 2 財産区 分の決 定及び	普通財産 の貸付	公有財産 の総括	1 町有財 産の損 害保険 加入、 更新、 取消 2 財産の 取得処	
---------------	-------------	---	-------------	-------------	---	--

		変更			分の権 利保存 3 移転、 変更、 削減等 の登記 4 財産台 帳の整 備 5 町有地 との境 界確定	
	公有財産 の維持補 修				1 公有財 産の維 持補修 （他課 から依 頼を受 けて行 うもの を含む。 ） 2 建設機 械等の	

					維持管理 3 資材の 管理及 び支給	
	行政財産 目的外使 用の許可 及び許可 の取消し	特に重要 なもの	重要なも の	軽易なも の	軽易なも ののうち 定例的な もの	
	物品の売 却並びに 財産の売 却及び廃 棄	100万円以 上	100万円未 満	50万円未 満	10万円未 満	(1) 金額 は、物 品につ いては 帳簿価 格と し、財 産につ いては 見積価 格とす る。 (2) 不動

						産については町長とする。ただし、解体する建物を除く。
	庁舎の維持管理		庁舎整備計画の策定	重要な庁舎管理の指示	1 会議室等の使用承認 2 庁舎（一之宮分庁舎を除く。）内外の設備の管理 3 庁用備品（一之宮分庁舎に	

					係るものを除く。)の管理 4 防火計画の立案及び実施 5 その他庁舎(一之宮分庁舎を除く。)の維持管理	
	庁用自動車				1 庁用自動車の総括管理 2 自動車の登録、検査及び	

					配車 3 燃料の 供給	
	寄附採納 (物品に よるも の)	1 土地、 建 物 及 び 負 担 付 き の もの 2 受入価 格 が 100 万 円 以 上 の 物 品	受 入 価 格 が 100 万 円 未 満 の 物 品	受 入 価 格 が 50 万 円 未 満 の 物 品	受 入 価 格 が 10 万 円 未 満 の 物 品	
	行政区域	行 政 区 域 の 確 定		行 政 区 域 の 総 合 的 調 査	行 政 区 域 の 基 礎 調 査	
税 務 収 納 課	税の賦課 及び徴収			1 税制及 び 税 務 事 務 の 総 合 企 画 2 審 査 請 求 の 処	1 賦課額 の 決 定 及 び 更 正 2 納税義 務 者 の 異 動 申	

				理	告 の 処 理 3 町税申 告 の 処 理 4 納税管 理 人 申 告 書 の 処理 5 随時課 税 の 納 期決定 6 税の検 査 の 実 施	
	町民税				1 特別徴 収 義 務 者 の 指 定 2 諸事業 所 の 改 廃 届 の 受理 3 軽自動	

					車 の 標 識交付	
	固定資産 税		固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 に 対 す る 答 弁 書 の 作 成		1 固 定 資 産 の 評 価 の 実 施 2 土 地、 家 屋 の 登 録 済 通 知 書 の 処 理 3 課 税 物 件 異 動 通 知 書 の 処 理 4 台 帳 登 録 の 不 動 産 の 価 格 等 の 県 へ の 通 知 5 償 却 資 産 申 告 書 の 処	

					理 6 国有資 産等所 在市町 村交付 金の処 理	
	税の徴収			1 税制及 び税務 事務の 総合企 画 2 審査請 求の処 理 3 納税徴 収計画	1 納税管 理人申 告書の 処理 2 徴収の 受託 3 町税の 調定 4 税の検 査の実 施	

」を

「

税 務 収 納 課	税の賦課 及び徴収			1 税制及 び税務 事務の	1 賦課額 の決定 及び更	
-----------------	--------------	--	--	---------------------	---------------------	--

				総 合 企 画 2 審 査 請 求 の 処 理	正 2 納 税 義 務 者 の 異 動 申 告 の 処 理 3 町 税 申 告 の 処 理 4 納 税 管 理 人 申 告 書 の 処 理 5 随 時 課 税 の 納 期 決 定 6 税 の 検 査 の 実 施	
	町民税				1 特 別 徴 収 義 務 者 の 指 定 2 諸 事 業	

					所 の 改 廃 届 の 受理 3 軽自動 車 の 標 識交付	
	固定資産 税		固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 に 対 する 答 弁 書 の 作 成		1 固 定 資 産 の 評 価 の 実 施 2 土 地、 家 屋 の 登 録 済 通 知 書 の 処 理 3 課 税 物 件 異 動 通 知 書 の 処 理 4 台 帳 登 録 の 不 動 産 の 価 格 等 の 県 へ	

					の通知 5 償却資産申告書の処理 6 国有資産等所在市町村交付金の処理	
	税の徴収			1 税制及び税務事務の総合企画 2 審査請求の処理 3 納税徴収計画	1 納税管理人申告書の処理 2 徴収の受託 3 町税の調定 4 税の検査の実施	
デ ジ	情報施策			情 報 施 策		

タ ル 推 進 課				の 企 画 、 調 整		
	コンピュ ー タ				1 コンピ ュ ー タ の 調 査 研 究 2 コンピ ュ ー タ に よ る 事 務 処 理	

」に

改める。

別表第2の町民部の表中町民協働課の項を次のように改める。

町 民 協 働 課	地域集会 施設				地 域 集 会 施 設 の 維 持 管 理	
	姉妹都市	姉 妹 都 市 の 締 結		姉 妹 都 市 と の 交 流	定 例 的 な 事 項	

別表第2の町民部の表中

「

町 民	戸 籍			審 査 請 求	1 戸 籍 に	
-----	-----	--	--	---------	---------	--

窓 口 課				書の処理	関 する 届 出 の 受 理 並 び に 帳 簿 の 整 理 、 報 告 及 び 通知 2 戸 籍 届 出 期 間 経 過 通 知 3 公 職 選 挙 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ） に 基 づ く 他 市 町 村 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答	
----------	--	--	--	------	---	--

	住民基本 台帳				1 住民記 録の届 出の受 理並び に住民 基本台 帳の整 理、報 告及び 通知 2 人口動 態報告 及び人 口異動 報告 3 住民異 動届出 期間の 経過通 知	
	印鑑登 録、身分				1 印鑑登 録並び に印鑑 届出事	

					項 変 更 に よ る 職 権 訂 正 及 び 削除 2 犯 罪 通 知 の 受 理 3 身 上 調 査 照 会 に よ る 回答 4 犯 罪 人 名 簿 の 整備 5 破 産 者 及 び 成 年 被 後 見 人 名 簿 の 整 備	
	埋火葬、 改葬				埋 火 葬 、 改 葬 の 許 可	

	公的個人 認証サー ビス				全事項	
	自動車の 臨時運行				1 臨時運 行 の 許 可 2 許可証 及 び 番 号 標 の 貸与	
	広聴	特 に 重 要 な 請 願 及 び 陳 情 の 回答	一 般 的 な 請 願 及 び 陳 情 の 回 答	広 聴 活 動 計 画 の 作 成	1 広聴会 等 の 実 施 2 町政モ ニ タ ー 事 業 の 実施	
	町民相談			1 町民相 談 事 業 計 画 2 重要な 相 談 等 の 処理	1 町民等 か ら の 一 般 相 談 の 受 理 2 行政相	

					談、人 権相談 等の処 理	
	消費者行 政			消費者保 護行政の 実施計画	消費者保 護行政の 実施	
	平和及び 男女共同 参画			重要な事 項	定例的な 事項	

」を

「

町民 窓口 課	戸籍			審査請求 書の処理	1 戸籍に 関する 届出の 受理並 びに帳 簿の整 理、報 告及び 通知 2 戸籍届 出期間	
---------------	----	--	--	--------------	--	--

					経 過 通 知 3 公 職 選 挙 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ） に 基 づ く 他 市 町 村 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答	
	住民基本 台帳				1 住 民 記 録 の 届 出 の 受 理 並 び に 住 民 基 本 台 帳 の 整 理 、 報 告 及 び 通 知	

					2 人口動態報告及び人口異動報告 3 住民異動届出期間の経過通知	
	印鑑登録、身分				1 印鑑登録並びに印鑑届出事項変更による職権訂正及び削除 2 犯罪通知の受理 3 身上調査照会	

					による 回答 4 犯罪人 名簿の 整備 5 破産者 及び成 年被後 見人名 簿の整 備	
	埋火葬、 改葬				埋火葬、 改葬の許 可	
	公的個人 認証サー ビス				全事項	
	自動車の 臨時運行				1 臨時運 行の許 可 2 許可証 及び番 号標の	

					貸与	
	広聴	特に重要な請願及び陳情の回答	一般的な請願及び陳情の回答	広聴活動計画の作成	1 広聴会等の実施 2 町政モニター事業の実施	
	町民相談			1 町民相談事業計画 2 重要な相談等の処理	1 町民等からの一般相談の受理 2 行政相談、人権相談等の処理	
	消費者行政			消費者保護行政の実施計画	消費者保護行政の実施	
	平和及び			重要な事	定例的な	

	男女共同 参画			項	事項	
ス ポ ー ツ 課	スポーツ 推進事業			ス ポ ー ツ 推 進 事 業 の計画	ス ポ ー ツ 推 進 事 業 の実施	
	体育施設				体 育 施 設 使 用 の 許 可 及 び 承 認	

」に

改める。

別表第2の学び育成部の表を次のように改める。

子ども育成部

主 管 課 の 区分	決裁区分 決裁事項	町長	副町長	部長	課長	摘要
子 ど も 政 策 課						
子 育 て 支 援 課	母子福祉				1 母 子 福 祉 に 関 する	

					事務 2 医療 費の給 付及び 助成 3 福祉 医療証 の発行 及び異 動等の 処理	
	母子保健			保健事業 の計画	保健事業 の実施	
	児童福祉				児童手当 法（昭和 46年法律 第73号） 及び児童 扶養手当 法（昭和 36年法律 第 238 号）に規	

					定する認 定請求の 処理	
保 育 幼 稚 園 課	認可保育 所等			徴収基準 額表の決 定	1 保 育 園 児 入 退 園 の 申 請 の 処 理 2 保 育 料 の 決 定 及 び 更 正	
	学童保育				学童保育 に関する 事務	

」に

改める。

別表第2の都市建設部の表中

「

倉 見 拠 点 づ く り 課	ツインシ ティ倉見 地区整備	ツ イ ン シ テ ィ 倉 見 地 区 の 整 備 計 画 及			1 ツイン シ テ ィ 倉 見 地 区 の 整	
--------------------------	----------------------	--	--	--	----------------------------------	--

		び決定			備 事 業 の調査 2 関係機 関 と の 連 絡 調 整	
都 市 整 備 課	田端西地 区の整備	田 端 西 地 区 の 整 備 計 画 の 策 定 及 び 決 定			1 田端西 地 区 の 整 備 事 業 の 調 査 2 関係機 関 と の 連 絡 調 整	
	寒川駅北 口地区土 地区画整 理	寒 川 駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 計 画 及 び 決定			1 寒川駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の調査 2 関係機 関 と の	

					連 絡 調 整	
--	--	--	--	--	------------	--

」を

「

都 市 整 備 課	田端西地 区の整備	田 端 西 地 区 の 整 備 計 画 の 策 定 及 び 決 定			1 田 端 西 地 区 の 整 備 事 業 の 調 査 2 関係機 関 と の 連 絡 調 整	
	寒川駅北 口地区土 地区画整 理	寒 川 駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 計 画 及 び 決定			1 寒川駅 北 口 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の調査 2 関係機 関 と の 連 絡 調 整	

」に

改める。

(寒川町公用車管理規程の一部改正)

第3条 寒川町公用車管理規程（令和4年寒川町訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「財産管理課」を「総務課」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第4項第2号中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

第5条第4項中「財産管理課」を「総務課」に改め、同条第6項中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

第12条第1項後段中「財産管理課」を「総務課」に改め、同条第2項中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

第13条中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

(寒川町職員服務規程の一部改正)

第4条 寒川町職員服務規程（昭和46年寒川町訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「財産管理課」を「総務課」に改める。

(寒川町職員安全衛生管理規程の一部改正)

第5条 寒川町職員安全衛生管理規程（昭和62年寒川町訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「学び育成部長」を「子ども育成部長」に改める。

(寒川町職員被服貸与規程の一部改正)

第6条 寒川町職員被服貸与規程（昭和44年寒川町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

企画政策	企画マーケティング	事務	事務服	1	4
------	-----------	----	-----	---	---

」を

「

町長室	秘書	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	4
			防寒服	1	8
	倉見拠点づくり	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	4
			防寒服	1	8
			長ぐつ	1	3
		技術	事務服	1	8
			作業服（上下）	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	2
			安全ぐつ	1	4
			安全帽	1	4

			帽子	1	1
			雨衣	1	2
	特命	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	4
			防寒服	1	8
	企画政策	企画マーケティング	事務服	1	4

」に、

「

デジタル推進	D X 推進	事務	事務服	1	4
総務	秘書 行政管理	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	8
			防寒服	1	8
		印刷業務	事務服	1	8
			作業服（上下）	1	4
	文書館	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	4
			防寒服	1	8

」を

「

資産経営	資産マネジメント	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	4
			防寒服	1	8
総務	庁舎管理	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	8
			防寒服	1	8
		技術	事務服	1	8
			作業服（上下）	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	1
			安全靴	1	2
			安全帽	1	4
			帽子	1	1
			雨衣	1	2
		自動車運転手	事務服	1	4

	(町長及び議 長の乗用車運 転 手 に 限 る。)	作業服（上下）	1	4
		防寒服	1	8
		長ぐつ	1	2
	自動車運転手 道路作業員	作業服（上下）	2	1
		防寒服	1	1
		防寒ズボン	1	2
		長ぐつ	1	1
		安全ぐつ	1	2
		安全帽	1	3
		帽子	1	1
		雨衣	1	1
		胴長ぐつ	1	2
行政管理	事務	事務服	1	4
		作業服（上下）	1	8
		防寒服	1	8
	印刷業務	事務服	1	8
		作業服（上下）	1	4

	文書館	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	4
			防寒服	1	8

」に

改め、同表財産管理の項を削り、同表税務収納の項の次に次のように加える。

デジタル推進	D X 推進 情報システム	事務	事務服	1	4
--------	------------------	----	-----	---	---

別表町民窓口の項の次に次のように加える。

スポーツ	スポーツ推進 スポーツ施設	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8
子ども政策	子ども政策	事務	事務服	1	4

別表中

「

保育幼稚園	保育幼稚園	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8
学び育成	文化・生涯学 習 青少年育成	事務	事務服	1	4
			防寒服	1	8
スポーツ	スポーツ推進	事務	事務服	1	4

	スポーツ施設		防寒服	1	8
--	--------	--	-----	---	---

」を

「

保育幼稚園	保育幼稚園	事務	事務服	1	4
	学童保育		防寒服	1	8

」に

改め、同表倉見拠点づくりの項を削り、同表教育政策の項を次のように改める。

教育政策	教育政策	事務	事務服	1	4
			作業服（上下）	1	4
			防寒服	1	8
		技術 施設作業員	事務服	1	8
			作業服（上下）	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	2
			安全ぐつ	1	3
			安全帽	1	4
			帽子	1	1
			雨衣	1	4

別表教育施設給食の項の次に次のように加える。

生涯学習	生涯学習	事務	事務服	1	4
	青少年育成		防寒服	1	8

（寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程の一部改正）

第7条 寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程（昭和55年寒川町訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「副町長」の次に「、町長室長」を加え、「学び育成部長」を「子ども育成部長」に改める。

（寒川町不動産評価委員会規程の一部改正）

第8条 寒川町不動産評価委員会規程（昭和61年寒川町訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「企画部長」に改め、同条第3項中「企画部長」を「町長室長、総務部長」に、「学び育成部長」を「子ども育成部長」に改める。

第10条中「総務部財産管理課」を「企画部資産経営課」に改める。

（寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程の一部改正）

第9条 寒川町公用車ドライブレコーダー等の管理及び運用に関する規程（平成30年寒川町訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寒川町庁用自動車管理規程（平成2年寒川町告示第28号）第3条第2項第1号から第3号までに規定する自動車」を「寒川町公用車管理規程第2条第1号に規定する公用車」に改める。

第4条第2項中「財産管理課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。